

※75歳以上の方は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者となります。  
花王健保の扶養には入れませんのでご注意ください。

2016年10月改定  
花王健康保険組合

## 扶養認定基準の全体図

### 【被扶養者になれる人】

- (1)被保険者と同居していても別居していてもよい人  
配偶者(内縁関係も可)、子・孫、兄弟姉妹、父母・祖父母などの被保険者の直系尊属
- (2)被保険者と同居していることが条件になる人  
(1)以外の3親等内の親族、被保険者の内縁の配偶者の父母・連れ子、  
被保険者の内縁の配偶者死亡後の父母・連れ子

### 【収入の条件】

- 被保険者と同居の場合 (認定対象者が被保険者と同一世帯にある場合)
  - ・認定対象者の年間収入が130万円未満(対象者が60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がいがある人は180万円未満)であること。(※)
  - ・認定対象者の収入が被保険者の年間収入の1/2未満であること。
  - ・主として被保険者の収入によって生活をしていること。
- 被保険者と別居の場合 (認定対象者が被保険者と同一世帯にない場合)(子供と配偶者は除く)
  - ・認定対象者の年間収入が130万円未満(対象者が60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がいがある人は180万円未満)であること。(※)
  - ・認定対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこと。
  - ・主として被保険者の収入(送金)によって生活をしていること。

(※)失業給付受給中は、受給日額が3,612円以上(60歳以上は5,000円以上)の場合は認定しない。

### 【子供】

・配偶者が被扶養者になっていない場合は、両親の前年収入を比べ収入が多い方が扶養する

※育児休業中の収入は、育児休業中に受けられる収入全て(雇用保険の育児休業給付金等)とする。  
育児休業から復職した直後の収入は、復職後の勤務形態で受けとれる金額全てとする。

### 【配偶者】

・内縁関係の場合はそれを証明できること

### 【子供・配偶者以外】

・他に扶養できる人がいないもしくは、扶養の実態があること

### 【対象者は別居】

#### ■仕送り額の条件

- ①仕送り額は、認定対象者の年間合算収入の総額以上であること
- ②両親に収入がない場合でも、年間100万円(1人扶養時は60万円)以上の仕送りをする

#### ■仕送りの確認方法等

送金したことが分かる書類で確認

- ①直近に6ヶ月分以上 または
  - ②必要仕送額の1/2以上 または
  - ③申請月に1ヶ月分以上
- (③の場合は申請月の6ヶ月以内に、残りの送金をした書類提出のこと)

### 【対象者は同居】

・住民票記載の住所が同じであること

「収入が一定額未満」とは、  
・60歳未満の方は、130万円  
・60歳以上の方は、180万円